

# 令和7年度 長崎県免許法認定講習実施要項

## 1 目 的

教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、現職教育職員に小学校・中学校・高等学校・幼稚園教諭一種免許状、養護教諭一種免許状、特別支援学校教諭及び栄養教諭一種・二種免許状を取得するために必要な単位を修得させるとともに現職教員の資質の向上を図る。

2 名 称 令和7年度長崎県免許法認定講習

3 主 催 長崎県教育委員会

4 期 日 前 期 令和7年7月31日（木）～8月1日（金）  
後 期 令和7年8月21日（木）～8月22日（金）

5 会 場 《前期》インターネットを受信できる場所(職場もしくは自宅など)  
《後期》インターネットを受信できる場所(職場もしくは自宅など)  
※通信環境の良い場所で受講してください。また、車内等での受講はお控えください。

## 6 受講対象者

(1) 小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園の教諭及び養護教諭等で二種免許状を所有し、一種免許状取得に必要な単位を修得しようとする者

※本講習で修得した単位は、保育士の勤務年数等による幼稚園免許取得の特例制度の単位としては使用できません。

(2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の教諭等で教員普通免許状を所有し、特別支援学校教諭二種免許状の取得を希望する者

(3) 高等学校に勤務している実習助手

(4) 小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校に勤務する学校栄養職員（栄養士）で、栄養教諭免許状取得に必要な単位を修得しようとする者

7 開設科目等 詳細は【別紙1】「令和7年度長崎県免許法認定講習開設科目一覧」のとおり

| 開設科目<br>No. | 開 設 科 目 名              |
|-------------|------------------------|
| 1           | 学校保健の理論と展開             |
| 2           | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想   |
| 3           | 発達障害、重複障害の心理・生理・病理と指導法 |
| 4           | 聴覚障害児教育論               |
| 5           | 視覚障害者の教育課程及び指導法        |
| 6           | 道徳の理論及び指導法             |
| 7           | 特別支援教育の基礎理論            |
| 8           | 知的障害の心理・生理・病理と指導法      |
| 9           | 肢体不自由の心理・生理・病理と指導法     |

※今年度は「栄養に関する科目」については実施しません。

## 8 講習時間

【前期】【会場】インターネットを受信できる場所(職場もしくは自宅など)

開設科目名：No. 1、2、3、4、5

| 日程   | 9:00～9:20 | 第1時限<br>9:20～10:50 | 休<br>憩 | 第2時限<br>11:00～12:30 | 昼<br>食 | 第3時限<br>13:30～15:00 | 休<br>憩 | 第4時限<br>15:10～16:40 |
|------|-----------|--------------------|--------|---------------------|--------|---------------------|--------|---------------------|
| 7/31 | 諸連絡       | 講義                 |        | 講義                  |        | 講義                  |        | 講義                  |
| 8/1  |           | 講義                 |        | 講義                  |        | 講義                  |        | 講義・試験               |

【後期】【会場】インターネットを受信できる場所(職場もしくは自宅など)

開設科目名：No. 6、7、8、9

| 日程   | 9:00～9:20 | 第1時限<br>9:20～10:50 | 休<br>憩 | 第2時限<br>11:00～12:30 | 昼<br>食 | 第3時限<br>13:30～15:00 | 休<br>憩 | 第4時限<br>15:10～16:40 |
|------|-----------|--------------------|--------|---------------------|--------|---------------------|--------|---------------------|
| 8/21 | 諸連絡       | 講義                 |        | 講義                  |        | 講義                  |        | 講義                  |
| 8/22 |           | 講義                 |        | 講義                  |        | 講義                  |        | 講義・試験               |

## 9 単位の認定

各科目とも当該単位の課程として定められた授業時数の5分の4以上に出席した者に対し、筆記試験あるいはレポートによって各講師が判定し、合格した者を認定する。不合格の場合は単位の認定はできない。

10 費用 受講料は徴収しない。ただし、資料代その他必要な経費は受講者の負担とする。

11 サービスの対応 職専免とする。

## 12 受講申込み及び受講者の決定

(1) 別添のとおりWEBより受講申込みを行うこと。

(2) 受講者については、申し込みの先着順により可否を決定する。

**※定員を超える受講希望があった場合は県内受講者を優先的に受け入れる。**

(3) 申込締め切り

申込開始日 令和7年6月13日(金) 9:00

申込締切日 令和7年7月4日(金) 17:00

(4) 県教育委員会は申し込みを受け付けた後、受講希望者の状況等により受講者を決定し、本人あてメール通知する。

(予定：令和7年7月18日頃)

## 13 準備品

| 開設科目<br>No. | 開設科目名                  | 準備品、その他                               |
|-------------|------------------------|---------------------------------------|
| 1           | 学校保健の理論と展開             | 筆記用具                                  |
| 2           | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想   | 筆記用具                                  |
| 3           | 発達障害、重複障害の心理・生理・病理と指導法 | 筆記用具                                  |
| 4           | 聴覚障害児教育論               | 筆記用具、<br>可能であればスマホ等に「UDトーク」アプリをインストール |
| 5           | 視覚障害者の教育課程及び指導法        | 筆記用具                                  |
| 6           | 道徳の理論及び指導法             | 筆記用具                                  |
| 7           | 特別支援教育の基礎理論            | 筆記用具                                  |
| 8           | 知的障害の心理・生理・病理と指導法      | 筆記用具                                  |
| 9           | 肢体不自由の心理・生理・病理と指導法     | 筆記用具                                  |

※テキスト等は、事前に各自でご準備ください。

## 14 その他注意事項

(1) **講習終了後に課されるレポート等と同封のうえ、レポート提出締切日まで**に、「単位修得証明書返送用封筒

(【別紙2】参照)」を郵送する。

※レポートの締切日については別途HP等で通知する。

(2) 受講できなくなったときは、(別紙様式2)を講習開始5日前までに所属長を通じて長崎県教育庁働きがい推進室に郵またはメールにて提出すること。(メールにより提出する場合は所属アドレスから提出)持参は原則受け付けない。

**※今年度より押印を不要としています。**

**※別紙様式2の提出がなく、受講されていない場合は県立・私立学校の場合は所属長、市町立学校の場合は市町教育委員会を通じて確認の連絡を行います。**

(3) 講師の急病等により講習を中止する場合は、本室HPへでお知らせする。中止となった場合、補講を行わないこともある。また、県内の公立学校へ勤務する者については、メールでも通知する。

※中止となった場合のお知らせは働きがい推進室HPにて、当日AM7:00までに掲載します。

(4) オンライン開催についての注意事項は別紙3を確認すること。(記載のある内容については回答しない。)

(5) 免許法認定講習にかかる詳細について、必要に応じて更新するので、各自HPでご確認すること。

長崎県 教員免許に関すること



## 15 問い合わせ先

認定講習全般に関すること

長崎県教育庁働きがい推進室：蔵本

TEL 095-894-3331(ダイヤルイン)